

2023年9月22日

お客さま各位

株式会社秋田銀行

「電子交付サービス利用規定」の改正について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、2023年10月2日より「電子交付サービス利用規定」を下記のとおり一部改正いたしますのでお知らせいたします。

記

1 改正する規定

電子交付サービス利用規定

2 改正日

2023年10月2日（月）

3 改正内容

電子交付サービスにおいてご覧いただける対象帳票を拡大することにもない、規定の「第2条 利用者」を以下のとおり改正いたします。

改正前

第2条 利用者

利用者は、当行本支店と当座預金または総合振込・給与振込サービス等のご契約があり、本規定に同意された方とします。

改正後

第2条 利用者

利用者は、当行本支店とのお取引があり本規定に同意された方とします。

（以 上）